

議案第 2 号

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会規程の制定について

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会規程を別紙のとおり制定する。

平成23年 3 月24日

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会
会 長 久 野 時 男

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は、飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会設置要綱(以下「要綱」という。)第7条第7項の規定に基づき、飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開)

第2条 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、出席委員の半数以上の同意があったとき、会議の一部又はその全部を非公開とすることができる。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的な会議の運営に努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(議事録)

第4条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 委員の現在数、当該会議に出席した委員数及び氏名並びに要綱第7条第3項により当該会議に出席したと見なされた者の数及び氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

3 議事録は、議長及び当該会議に出席した委員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

(議事録の公開)

第5条 議事録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、第2条ただし書の規定により、非公開とされた部分については、非公開とすることができる。

2 前項に規定する公開に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

(傍聴)

第6条 何人も、第2条ただし書の規定により会議が非公開とされたときを除き、

会議を傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

(規律)

第7条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事を妨げる行為をしてはならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年3月31日から施行する。